

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2013年6月号 (No. 54)

平井会計事務所 税理士 平井満広

〒108-0023 東京都港区芝浦4-22-1

芝浦アイランドエアタワー1704号

電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350

Mail:m_hirai@hirai-ao.com

URL:http://www.hirai-ao.com/

ハズレ馬券は経費になるのか！？注目の一審判決

競馬ファンだけでなく税務専門家の注目も高かった裁判の一審判決が出ました。早速、概要をご紹介します。

◆経緯

元会社員のAさんは、JRAのインターネットサービスで馬券の購入と当り馬券の受取りをしていました。独自に開発したプログラムを利用して買い目や金額を決め、ほとんどのレースで馬券を購入していました。平成16年に口座に100万円を入金して以降は追加の入金を一切しないで、平成17年から平成21年までの間に合計28.7億円の馬券を購入し総額30.1億円の払い戻しを受けて約1.4億円の利益を得ていました。なお、Aさんはこの利益について税金の申告をまったくしていませんでした。

当り馬券の払戻金 30.1億円

すべての馬券購入額 28.7億円

実際の儲け 1.4億円

その後、税務調査をした大阪国税局にAさんは告発され、所得税法違反で大阪地検に起訴されました。そのさいに外れ馬券の購入額は経費として認められず、税金対象の儲けを28.8億円、納税額は5.7億円とされました。

当り馬券の払戻金 30.1億円

税金対象の儲け 28.8億円

当り馬券の購入額 1.3億円

実際の儲け1.4億円に対して、20倍以上の28.8億円を税金対象の儲けとする行政の処分について、大阪地裁がどのような司法判断を示すのか注目されました。

◆所得税法

判決をご紹介する前に税金の法律を簡単にご説明します。個人に対する税金は「所得税法」という法律に基づいて計算されます。所得税法は個人の所得を10種類に分けて(右表参照)“それぞれ異なる計算方法”で儲けや税金を算出することになっています。例えば「利子所得」では経費は認められず、収入に対して所得税15%+住民税5%の税金が、源泉徴収(天引き)されますが、「配当所得」

は、おカネを借りて株式を購入したさい支払った利息を経費とすることができ、上場株式等の配当であれば天引きされる税金も所得税7%+住民税3%となります。

(H25年末まで)

このように個人の税金計算は収入や儲けが「どの種類に区分されるのか」が重要になります。競馬のような公営競技の払戻金は上表のとおり、原則「一時所得」に区分され「その収入を得るために支出した額(馬券の払戻金の場合は当り馬券の購入額)」のみが経費として認められています。この計算方法は法律で決まっているので今回の件も「一時所得」であれば外れ馬券は経費となりません。果たしてどのような判決がくだされたのでしょうか。

◆一審判決

大阪地裁は「1日に数百～千点を超える買い目を購入」、「購入金額は1日1,000万円以上」、「ソフトを利用して無差別・機械的に買い目を選択し網羅的に馬券を購入」、「長期的な利益を得ることが目的で実際に多額の利益を獲得」といった事実を重視し、今回の馬券の購入は資産運用の一種として「雑所得」に該当すると判断しました。外れ馬券の購入額も経費として認められ、Aさんの納税額は5,200万円と大幅に減額されました。納税者の実質に見合う画期的な判決でしたが、その後大阪地検は判決を不服として大阪高裁に控訴したため、最終的な判断は上級審に持ち越されることとなりました。元々競馬業界に身を置いた人間としては、裁判所には良識的な判断を望んでいますが、外れ馬券を経費として認めると税務署はルールづくりが大変だろうと、税理士として複雑に思う部分もあります。今後の行方も目が離せませんね。

※このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/